

7 農産第 4506 号

小麦、大麦、ホテル用小麦粉、米、もち米の粉又はミール及び米の調理調製品の輸入に関する農林水産大臣の証明に係る令和 8 年度年間証明対象数量について

令和 8 年 2 月 5 日
農林水産省農産局長

輸出貨物製造用等米麦の関税相当量を減免するための証明書の発給手続〔関税暫定措置法施行令第 2 条第 1 項又は第 2 項の証明書の発給手続細則〕（平成 7 年 3 月 27 日付け 7 食糧業第 236 号(加食)食糧庁長官通知。以下「細則」という。）第 3 の規定に基づき、令和 8 年度年間証明対象数量を下記の 1 のとおり定めましたので公表します。

細則第 4 の 1 (1) の申請者の資格を有する者で、令和 8 年度において、関税暫定措置法施行令第 2 条第 1 項又は第 2 項の証明書の発給に関する省令（平成 7 年農林水産省令第 18 号）第 2 条による証明書の発給を受けようとする者は、下記の 2 の期日までに、細則第 4 の 1 の規定に従って、年間証明予定数量通知書の交付申請を行って下さい。

記

1 年間証明対象数量

(1) 輸出貨物の製造に使用する原材料としての小麦	4 3 1, 0 0 0 トン
(2) 輸出貨物の製造に使用する原材料として的大麦	3, 0 0 0 トン
(3) 国際観光ホテルにおいて使用する小麦粉	1 7 2 トン
(4) 輸出貨物の製造に使用する原材料としての米	1 0, 0 0 0 トン
(5) 繊維製品染色糊の製造に使用する原材料としての もち米の粉又はミール	3, 0 0 0 トン
(6) 特定朝食シリアル ¹ の製造に使用する原材料としての 米の調理調製品	1, 2 0 0 トン

2 年間証明予定数量通知書の交付申請期日

令和 8 年 3 月 4 日（水）まで

お問い合わせ先

（小麦、大麦、小麦粉）

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課麦類業務班

ダイヤルイン：03-6744-1257

（米、もち米の粉又はミール、米の調理調製品）

農林水産省農産局農産政策部貿易業務課契約第 2 班（米）

ダイヤルイン：03-6744-1368